

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第9条第1号及び第2号に定める区分
登録番号	東北地方整備局長第12号
登録の有効期間	令和6年6月1日から令和11年5月31日まで
氏名又は名称	公益財団法人秋田市総合振興公社
代表者の氏名	理事長 根田 隆夫
主たる事務所の所在地	秋田市山王一丁目2番34号 電話番号018(863)4731
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価（新築住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	すべての住宅（床面積が2,000㎡以下のものに限る）
住宅性能評価を行う区域	秋田県全域
確認を行う住宅の種類	すべての住宅（床面積が2,000㎡以下のものに限る）
確認を行う区域	秋田県全域

一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める「会員登録住宅性能評価機関の情報開示について」等に基づき表示しています。

評価実績	ここをクリックしてください
登録を行っている評価員の人数	6名
評価の業務を行う部門の 専任の管理者の氏名	公益財団法人秋田市総合振興公社 住宅センター 所長 佐々木 亮
登録を行った（指定を受けた） 年月日	令和6年6月1日